

小樽市予防接種健康被害調査委員会運営要綱

（ 目的 ）

第1条 この委員会は、予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき、実施された予防接種において、市民が健康被害を受けたときに適切、かつ円滑な処置等を図り、もって市民の福祉に寄与することを目的とする。

（ 調査 ）

第2条 市長は、前条の健康被害について医学的見地等から必要があると認めるときは、直接委員に次の事項の調査等を依頼するものとする。

- （1） 疾病の状況等に関すること
- （2） 診療内容についての資料収集に関すること
- （3） 必要な特殊検査又は剖検についての助言等に関すること
- （4） その他必要な事項に関すること

（ 委員 ）

第3条 委員は、市長が委嘱又は任命する次の者とする。

- （1） 小樽市医師会の推薦する医師2名
- （2） 北海道知事が推薦する専門医師
- （3） 小樽市保健所長

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

付則 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。